## スマートエネルギーネットワーク構築事業実施要綱 新旧対照表 (令和5年度用)

改正後	改正前
スマートエネルギーネットワーク構築事業実施要綱	スマートエネルギーネットワーク構築事業実施交付要綱
(制定)令和2年7月14日付2環地次第208号	(制定)令和2年7月14日付2環地次第208号
(改正) 令和4年3月8日付3環地次第708号	(改正) 令和4年3月8日付3環地次第708号
(改正) 令和5月2月20日付4産労産事第247号	
第 3 用語略	第3 用語略
1~3 略 4 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、 大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス等	1~3 略 4 再生可能エネルギー 太陽光、風力、バイオマス(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成12年東京都条例第215号)第3条第2項に規定するものをいう。)、水力及び地熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に係る事業計画策定ガイドライン(2017年経済産業省策定)に従ったものに限る。)
5~9 略	5~9 略
10 再エネ開発 コージェネレーションシステムを設置する建	10 再エネ開発 コージェネレーションシステムを設置する建
築物又はコージェネレーションシステムから熱若しくは電力	築物又はコージェネレーションシステムから熱若しくは電力
の供給を受ける建築物(以下「供給対象建築物」という。)で	の供給を受ける建築物(以下「供給対象建築物」という。)
消費する熱若しくは電力のために、新たに再生可能エネルギ	で消費する電力のために、新たに再生可能エネルギー機器を
ー機器 <u>の</u> 設置(再生可能エネルギー機器を、コージェネレー	設置(再生可能エネルギー機器を、コージェネレーションシ

ションシステムを設置する建築物若しくは供給対象建築物の 敷地内に設置すること又は敷地外に設置し、自己託送等の方 法により、当該事業所で消費することをいう。)を行う開発。

第5 本事業の実施体制

略

 $1\sim 2$  略

- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、<u>次の事項を条件として、都の造成する基金への出えん及び本事業を実施するため</u>に必要な業務に係る経費の補助を行う。
  - (1) 2の基金の原資として、第4 1による助成金の交付を 行うこと。
  - (2) 第4 2により、助成対象事業者から報告を受け、並びに助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。

附則(令和2年7月14日付2環地次第208号)

1 この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年7月14 日から適用する。

附則(令和2年7月14日付3環地次第708号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日 から適用する。 ステムを設置する建築物若しくは供給対象建築物の敷地内に 設置すること又は敷地外に設置し、自己託送等の方法によ り、当該事業所で消費することをいう。)を行う開発。

第5 本事業の実施体制

略

 $1 \sim 2$  略

- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託 し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲 内において、委託料として公社に支払うものとする。
  - (1) 2の基金の原資として、第4 1による助成金の交付を 行うこと。
  - (2) 第4 2により、助成対象事業者から報告を受け、並びに助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。

附則(令和2年7月14日付環地次第208号)

1 この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年7月14 日から適用する。

附則(令和2年7月14日付環地次第708号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日 から適用する。 
 附則(令和5年2月20日付4産労産事第247号)

 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。